五泉市農業委員会

令和８年　第２回　定例総会議事録

会議開催　　令和８年２月 27 日(金)　午後２時 00 分
場　　所　　五泉市福祉会館　３階　大会議室

出席委員(19 人)

１番　渡邉　利雄	２番　亀山　公子
３番　大槻　彰吉	４番　長谷川　亘
５番　深井　秋彦	６番　大湊　弘明
７番　（欠席）	８番　権平　孝男
９番　武藤　智暁	10 番　樋口　勝俊
11 番　川瀬　福司	12 番　井上　百合子
13 番　清田　ひろみ	14 番　（欠席）
15 番　金子　郁夫	16 番　（欠席）
17 番　大湊　賢吉	18 番　金子　信行
19 番　松尾　タカ子	

欠席委員

７番　髙橋　喜美子	14 番　村田　和賢
16 番　酒井　美奈子	

関係説明者

局　長	松尾　直幸	次　長	本間　泰巳
村松事務所長	牛腸　修啓	係　長	星　恵里子
主　査	藤田　剛		

日　　程　１．開　会
２．会長挨拶
３．総会成立宣言
４．会期日程
５．議事録署名委員の指名
６．農地パトロールの報告
７．議　件
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地転用事業計画変更承認申請許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
・所有権移転案件
・利用権設定・転貸案件
議案第５号　農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）について

８．報告事項
報告第１号　五泉市農地賃借料情報について

１　開会

司　会　　ご案内の時刻より、若干、早うございますが、予定の皆様がお揃いでございますで、よろしければ、始めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり）

司　会　　ありがとうございます。
それでは只今から、令和８年第２回定例総会を開催いたします。
松尾会長からごあいさつをいただき、その後は、五泉市農業委員会会議規則第４条によりまして、議長として会の進行をお願い致します。

２　会長あいさつ

松尾会長　　（あいさつ）

３　総会成立宣言

議　長　　それでは、ただいまから、令和８年第２回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は、19 人中 16 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、７番・髙橋喜美子委員、14 番・村田和賢委員、16 番・酒井美奈子委員から欠席の通告がありましたので、報告いたします。

４　会期の日程について

議　長　　次に、日程４、会期の日程についてでありますが、本日１日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりといたしますので、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ありがとうございます。
ご異議無しということで、左様決定いたします。

５　議事録署名委員及び記録員の指名について

議　長　　次に、日程５、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成いたします。議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、４番・長谷川亘委員、５番・深井秋彦委員　にお願いいたします。

また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願いいたします。

６　農地パトロールの報告

議　長　　次に、日程６、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、17 番・大湊賢吉委員から、報告をお願いします。

調査班長（大湊賢吉　委員）

はい、議長。議席番号 17 番、現地調査班 大湊です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として、２月の農地パトロールを実施しました。

本日９時から私ほか、神田推進委員、齋藤佑樹推進委員、事務局の方から、牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、橋田、町屋、三本木、論瀬、村松地区では、上木越、本田屋、中名沢、別所東、大原、蛭野、矢津、等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられませんでしたことを報告します。

議　長　　ただいまの報告につきまして、ご質問ございましたら、お願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告のとおりとします。

７　議件　／　議第１号

議　長　　続きまして、日程７、議件の審議に入ります。

最初に、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。恐れ入ります。

議件の「議第１号の農地法第３条の規定による許可申請について」の議題に入る前に、お知らせしたいことがございます。

お手元に配布している議案書の 213 ページをご覧ください。

「議第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」の番号 117 番、118 番であります。

こちら、総会前に双方より、今後、農地法第３条で申請するため、取り下げる旨の申し出がございました。本日お配りしました、213 ページから 216 ページの４枚と差し替えくださるようお願いいたします。

次に 252 ページをご覧ください。

議第４号の番号 165 番、166 番であります。

こちらも同じく、総会前に双方より、今後、農地法第３条で申請するため、取り下げる旨の申し出がございましたので、251、252 ページの１枚と差し替えくださるようお願いいたします。

次に 279 ページをご覧ください。

取り下げ案件がありましたので、件数、面積が変更となります。279、280 ページの１枚と差し替えくださるようお願いいたします。

ページ差し替えのお知らせは、以上となります。

続いて、今回の農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

今回の農地法第３条の規定による許可申請は、総数 39 件で、売買が８件、贈与が１件、賃貸借が 30 件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

３ページをご覧ください。

番号１番から８番は売買の案件です。

番号１番は、畑１筆 158 ㎡、番号２番は、田３筆 1,141 ㎡、番号３番は、畑１筆 301 ㎡、番号４番は、田１筆 188 ㎡、４ページをご覧ください。番号５番は、畑１筆 492 ㎡、番号６番は、田１筆 1,008 ㎡、番号７番は、田１筆 2,921 ㎡、番号８番は、田３筆 411 ㎡、

これらを議案書の備考欄に記載されている金額で売買するものであります。

５ページをご覧ください。

番号９番は、贈与の案件です。

番号９番は、譲渡人の経営規模縮小のため、田２筆 3,779 ㎡、隣地で耕作をされている譲受人へ贈与するものであります。

続きまして、番号 10 番から番号 39 番は賃貸借の案件です。

番号 10 番は、田１筆 2,653 ㎡、番号 11 番は、６ページをご覧ください。田７筆、畑１筆、合計面積 4,079 ㎡、番号 12 番は、田１筆 1,385 ㎡、番号 13 番は、田４筆、畑１筆、合計面積 2,256 ㎡、番号 14 番は、８ページをご覧ください。田３筆 2,855

㎡、番号15番は、田４筆3,910㎡、番号16番は、10ページをご覧ください。田８筆2,110㎡、番号17番は、田１筆1,008㎡、番号18番は、田２筆2,016㎡、番号19番は、田１筆2,026㎡、番号20番は、田２筆2,052㎡、番号21番は、12ページをご覧ください。田９筆4,949㎡、番号22番は、田１筆1,021㎡、番号23番は、田４筆3,798㎡、番号24番は、16ページをご覧ください。田24筆20,185㎡、番号25番は、田２筆1,920㎡、番号26番は、19ページをご覧ください。田16筆14,363㎡、番号27番は、田３筆2,581㎡、番号28番は、21ページをご覧ください。田４筆、畑５筆、合計面積5,855㎡、番号29番は、田２筆3,345㎡、番号30番は、田１筆2,428㎡、番号31番は、22ページをご覧ください。田１筆、畑２筆、合計面積7,561㎡、番号32番は、田２筆、5,884㎡、番号33番は、25ページをご覧ください。田19筆、15,295㎡、番号34番は、田３筆6,756㎡、番号35番は、26ページをご覧ください。田３筆、畑１筆、合計面積8,238㎡、番号36番は、田７筆、畑１筆、合計面積11,426㎡、番号37番は、田１筆2,861㎡、番号38番は、田１筆2,390㎡、番号39番は、ページをめくりまして、28ページをご覧ください。田３筆5,138㎡、

これらを議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

なお、すべての申請地を事務局で事前に確認を行っているところであります。本日の現地確認は、筆数が多いことにより、39件の申請があったうち、29件の申請は、農業経営基盤強化促進法からによる更新手続きであるため、番号10番から番号19番、番号21番から番号39番までの29件を省略といたしましたので、ご了承願います。

29ページから67ページをご覧ください。

番号１番から番号39番の案件について、農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いいたします。

調査班長（大湊賢吉　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は橋田地内の畑、番号２番は三本木地内の田、番号３番は論瀬地内の畑、番号４番は論瀬地内の田、番号５番は大原地内の畑、番号６番は本田屋地内の田、番号７番は別所東地内の田、番号８番は中名沢地内の田、番号９番は矢津地内の田、番号20番は町屋地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので､｢議第１号･農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第２号

議　長　　続きまして､｢議第２号・農地転用事業計画変更承認申請許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数１件で、期間の変更が１件であります。

71 ページをご覧ください。

番号１番は砂利採取のため、令和６年に一時転用許可を受けておりましたが、一時的に需要が減少する時期があり、現在は回復したものの事業計画の変更する必要が生じたため、期間を延長するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大湊賢吉　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は上木越地内の一時転用中の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので、報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男　委員

はい、議長。

議　長　　はい、権平孝男　委員。

権平孝男　委員

はい、議席番号８番権平です。

砂利採取の関係、事業計画変更で期間の延長ということですね。３年ほどになる、今回の業者については、前回の開発のところ、期間延長をして、新たにまた掘る、悪いけれども、次もややすれば、また新たに掘る、なぜ、終わってから次に行かないのか、法令に基づいていれば、１年半の決まりがある。物価高で、ただグズグズと、事業をその中でどうしたかったのか、最初から、２年だったら、３年だったら、できるのじゃないのかと、きまりとしては１年半となっている訳だ。この面で言うと、それを終わらせなければならない。やはり、ちょっと、これ、悪いんだけど、ちょっと前に、また、掘っているのですよね。やっぱおかしいのかなと思います。見解はどうでしょうか。

議　長　　事務局、説明、よろしいでしょうか。

いかがでしょうか、事務局として。

権平孝男　委員

悪いと思うんですけれども、事務局での申請の審査で、どうなっているかということを、審査を適正に行うことを強く、お願いしたいということ。会長は、居られたからわかるかと思いますが、延長は認めなかったという時代もあったと思います。その辺は、ちょっと、すべて、農業委員会から返事が出る訳です。やはり、この面子になるんだろうと思います。期間延長になると、先回、申請があり、また、今回というのは、その辺、聞かせてもらいたい。

議　長　　どうでしょう。

何か心当たりとか、意見とかですか。

認めますでしょうか。

松尾局長　　はい、議長。

議　長　　はい、松尾局長。

松尾局長　　はい、砂利採取につきましては、当初の許可申請の事案ということで、設定されておるもので、採取業者の方では、ある程度の計画性がある中での、制度の上での申請ということで、申請があり、私どもも、トータル的な事業計画を聞いた上で、書類の方は受け付けているところであります。

一時転用ということでもありますし、現状復旧の際には、ほ場整備的な形で整備をしているという、将来的にはまた農地に戻して、金銭よりも耕作がしやすいような形で、農地に復旧をしていくというところもお話を聞いておりますし、そういった地元にも図れているというところでありますので、許可は止むを得ないものと事務局としては考えておりますので、そういった部分のご判断をいただければなというように思

っております。

議　長　　はい、ありがとうございました。
いかがでしょう。権平委員。

権平孝男　委員
はい、申請はあがってきていてもいいけれども、やはり事務局で強い言葉で、１年半ということで前にもやっている訳です。止むを得ないことと思いますが、やはり、１年半ということを強く言ってほしい。強い農業委員会として、事務局としても、強く出してもらいたいです。理由があって、今回、砂利採取は２回目なんですよ。今回が、また、次だったなとなって、困って、出してもらうことになってしまう。期間延長は、１年半であると、きまりを全部入れてもらいたいというように思います。

議　長　　ありがとうございます。大変、貴重なご意見ありがとうございました。
他にありませんか。

大槻彰吉　委員
はい、議長。

議　長　　大槻彰吉　委員。

大槻彰吉　委員
はい、議席番号３番大槻です。
それで、同意見であるのですけれども、今の通りでありますが、再延長を守ったところで、皆さん記憶あるかわかりませんけど、当初事業計画以降の変更事由とか、これが一般的になって、同じ事由で、昔からなっている。いや、誰が考えてもその通りなのか、わからないのだけれども、これを持ってきて、事務局サイドとして、終わったら、もう、承りながら、わかりましたのではなくて、だから、１年半というきまりがあるにも、こういったという部分を踏まえ、理由相当において、もう１年半延ばしてもいいかっていう話があるけれど、まだ、様々同じ理由が出てきたのですよ。じゃあ、もう３年後、いわゆる１年半、３年と同じ結果が出たら、もう再延長はないのですか、あるのですか、可能性は、どうですか。

議　長　　すみません。
はい、事務局、お願いいたします。

松尾局長　　砂利採取の一時転用については、原則３年の期間で、許可ができるもので１回の申請については１年半以内ということでの規定とだというように解釈をしておりますが、委員がおっしゃるように、延長の理由のところについて、修正があるという、いつも同じ文言を使っていくという部分については、私どもも、毎回、業者の方には確認指

導をしておるところでございます。そういった中で状況確認をしたところで、事情を聞き取りしまして、許可相当を止むを得ないものということで考えまして、議案として提出をさていただいているところでございます。今、お話がありました事業計画の将来的な部分、それから書類の作成の仕方、そういったところについては、引き続き業者の方への指導などを徹底していきたいと考えております。

議　長　　はい、大槻委員。

大槻彰吉　委員

あえてちょっと、先ほどからおっしゃっていただいているのですね。３年後はないのですよね。それをいただいて、やっていただいたらいいなと思います。だから、わかりました。

それとですね。これ、確認なのですけども、経営というのか、この資金調達についての計画がありますね。これ、１年半の許可の上での資金調達ですか。その後、もう１年半延長をするということはそのまま適用されるのですか。その辺、業者から確認をしていますか。ということは、裏を返せば大きな資金でこれを１年半でこれだけ支出して、次の代金、その他云々ね、支払って、今、この長期経営計画以降、景気アップ、低迷しているという、販売不振だという理由づけにおいて、これだけ、また１年半して、砂利採取はそんなに採算が合うものなのですか。その辺が、業者も曖昧でね、私ども気を使うことであって、私ども農地を守るという観点からすれば、ここで、万歳をされましたと言ったら、地権者の方が横暴になると、我々もそこは、責任の一端はあると解釈するのですが、その辺、業者から説明はあるのですか。

議　長　　はい、事務局。

松尾局長　はい、事業の収支に、例えば、砂利を採取して、それを販売して営業収入があってという詳細までは、聞いておりません。事業が途中で頓挫した場合というところについては、書面の中で、現状復旧については確約をいただいているところでありますので、その辺を確認したところでの、私どもで考えているところでございます。

議　長　　はい、大槻委員。

大槻彰吉　委員

当然、危険があるのは、紙一重もあるかもしれないけれども、やはり地権者の方々からすれば、また１年半で土地代金がここに書いてある通り、177 万 9000 円か、これが当然地権者への払われるべきだと解釈にするのか、あくまでも１年半してもだめだと、取れなかったと、もう１年半、延長しました。農業委員会であり、申請許可を取りました。だけど地権者の方には一切、そのものを土地代金は入りませんということなのか。その辺は聞いていませんか。

議　長　　事務局、よろしいですか。

松尾局長　　はい、申し訳ありません。
　業者と地元と、どのような形でやり取りがされているのか、地元合意がされているのか、詳細まではちょっと聞き取りをしておりませんけども、必要に応じて、今後、確認したところで、議題としての提出し、事務局としても、気をつけていきたいと思っております。

議　長　　はい、それは確実に行っていただきたいと思います。
　また、今ほどの大槻委員の質問に答えますけど、今まで私の経験の中では、延びた所は、やっぱり、ちゃんとお支払いはされておりますので、今回の案件は、私、確認をしていません。よく承知しておりません。
　なお、事務局としては、その辺もまた詳細なところをお願いいたします。

松尾局長　　はい、議長。

議　長　　松尾局長。

松尾局長　　はい、休耕の保証というところでは、必ず、するということで、そういう趣旨の説明は事業者の方からは受けておりますので、その辺は、なお、実行されることで私どもも認識をしております。

議　長　　はい、大槻委員、よろしいでしょうか。

大槻彰吉　委員
　それが担保されておれば、地権者の方も安心かなと思っております。
　はい、終わります。

議　長　　他にございませんでしょうか。

金子信行　委員
　はい、議長。

議　長　　はい、金子会長代理。

金子信行　委員
　はい、議長。議席番号 18 番金子です。
　今ほどのお話でちょっと、補足的な内容になるかと思うのですけども、斎藤砂利もう１つ、山昭、うちの地域なので、若干、話をすることもあるのですけども、確かに、斎藤砂利は砂利が残って、売れないと言っており、山昭も同じことを言っていました。

ただ、その経営面がどうのこうのと言ったときに、斎藤砂利は斎藤構造という別会社アスファルトがあるので､そっちで多少なり､体力はあるという話も聞いていますし、山昭の方は逆にアスファルトはしてないのですけども、あそこは、今度、砂を取る許可の権利を持っていて、今、早出川と阿賀野川の合流地点で、川の中で、一生懸命、ユンボで砂を取っていると思うんですけども、あれは山昭なので、その辺、山昭も、私、本当に、今年、田んぼを変えてくる予定が入ってこなかったのですけども、先ほど、大槻委員が言われた通り、保証というのは、ちゃんとされていますので、その辺は問題ないかと思いますし、先ほど、言った経営面では、砂利はもう売れてないという話を聞いていますので、ちょっと承知してもらえたらなというふうに思いました。

以上です。

議　長　　ありがとうございました。

他にないでしょうか。

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第２号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので､｢議第２号･農地転用事業計画変更承認申請について｣は、原案のとおり決定されました。

金子信行　委員

はい、議長。

議　長　　はい、金子会長代理。

金子信行　委員

申し訳ありません。

今ほどのあれについてなんですけども、その再延長の場合、この書類に業者から回答書をもらうというのは可能なのでしょうか。

こういう理由で期間内に作業終わらなかったので、こういう理由で再延長を願いますというのを、ここに資料をつけるというのは可能なのでしょうか。

議　長　　はい、事務局。

松尾局長　　はい、議長。

申請書に加えて、なぜ再延長が必要なのかと言うところの説明、資料的なものは、申請に必要な書類ということで、私どもの方から提出をお願いして、議案に添付をす

るということは可能というように考えますので、申請があった、事前相談があった時点で、議案書を提出する際の掲載を考えて、対応していきたいと思います。

金子信行　委員
　はい、議長。

議　長　　はい、金子会長代理。

金子信行　委員
　はい、今の先ほどの話だと期間内に終わらなければ、再延長をすれば、農業委員会が通してくれるというような雰囲気でないのかなと思いますので、先ほど権平委員が言われた通りちょっと厳しくするためにも、本来なら、３年以内にしなくちゃいけないのがまた延びたとか、そういう場合はここに業者のこういう理由でできなかったので、再延長を認めてくださいみたいな書類をつけたほうがいいかなと思いまして、今、話しさせていただきました。
　それが可能であるのであれば、今後そういうふうにして、いってもらいたいなと、いうように思っています。
　以上です。

議　長　　はい、ありがとうございます。
　はい、松尾局長。

松尾局長　　はい、議長。
　砂利採取につきまして、今ほど、前からもそうなのですけども、ご意見を委員の皆さんから、頂戴をしていましたし、大事なところでございます。
　金子代理から、砂利採取の近況をですね、売れないというお話ありましたけれども、こういう経営の仕方がどうなの、どっちを使って、逆に砂利業者が営業していくというのがどうなのかというあたり、我々事務局としても、なお、情報もよく把握しまして、業者への聞き取りですとか、ただ制度として許可ができる案件だから、書類を受け付けて議案として提出をしてというところに、甘んじないように、確認をして、事務局として対応していきたいというように思います。

議　長　　どうぞよろしくお願いいたします。

７　議件　／　議第３号
議　長　　他にないようでありますので、
　続きまして、「議第３号・農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第５条の規定による許可申請は、総数２件で、一時転用が１件、使用貸借が１件であります。

81 ページをご覧ください。

番号１番は、上木越地内の田２筆、合計面積 5,976 ㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

89 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-（イ）-ｃ」であります。

申請地は、上木越地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

81 ページに戻っていただき、番号２番は、町屋地内の登記地目　畑 881 ㎡を個人住宅建築敷地とする永久転用案件で、兄弟間による使用貸借となります。

95 ページの土地利用・排水計画平面図をご覧ください。

平面図に示しているのは、住宅及び車庫が示されております。敷地内の土地利用計画を確認したところ、図面の北側には、前所有者から引き継いだイチョウの木があり、芝を植えて、庭として活用し、図面の西側は、トラクターのアタッチメントやれんこん掘りとり機など、シートをかぶせて保管する、農機具置場とし、図面の南側は、農耕車が出入りする通路とするとのことです。

96 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-(ア)」であります。

申請地は、第１種にも３種にも該当しないその他第２種農地と判定されます。

農地の広がりが 10ha 未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大湊賢吉　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は、上木越地内の田、番号２番は、町屋地内の休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

大槻彰吉　委員

はい、議長。

議　長　　大槻彰吉　委員。

大槻彰吉　委員

はい、議席番号３番大槻です。

順を追って、質問しようかなと、今、思いましたけれど、皆さんもお気づきだと思っている人もおると思いますが、先ほど前からの砂利採取で、また、新たにという、砂利採取をしようという計画が、今をもって、提出がされていますが、ですから、先ほど前から言っている通り、採取延長のときに、経営計画実行不能の理由ということにありますよね。計画期間延長の提出をして、先ほど、すでに言った通りなのですが、これ、次の議題においては、申し訳なかったのですけど、チェックを忘れておったのですが、ですから、また最終的に、不景気で売れないというところに、また、これだけの云々、積み重ねでしょう。全く、だから、文言も一緒で、再度、云々、また新たに採取します。ですから、私は経営に踏み込むことはないと思いますけれども、不信感がある訳ですよ。こういった形で。売れないものを、また新たに掘ることが一般論で通用するものですか。理由として、もっと事業を拡大するとか、いや、これからもう、去年よりも３倍も売れるのだという見込みの考えがあるのは通る話ですけども、ちょっと不合理じゃないかなあということが感じられるので、皆さんどう考えられるかが、分からないと思いますが、事務局としては、もう申請を取り上げている関係上で、そういうのが聴いていないと思うのですが、一般論を考えて、計画実行不能での理由というのが 73 ページに２つありますけども、何度も言いますけども、景気の低迷と販売不振、それに伴い、砂利採取場における原石の排出量が低下したため、ここは、当初見込みの採取計画を大幅に遅れ、事業計画が変更となった次第ですという理由としては、ここで成立してしまう。また、同じ期間、延長期間が令和８年３月 25 日から、また新たに採取なのですけど、これを新たに３月 25 日から１年間、どう考えても売れないものをまた再度、掘るというか、需要があるのであれば、別ですよ。世の中に、需要があれば。金子代理がおっしゃったように、形骸化は、過去の話であって、これから令和９年３月までに、また１年間かけて、これを掘って、売れなかったら、また再度先ほど、局長がおっしゃったように、３年縛りじゃないけども、そういった繰り返しを延々と続けていかれるのか、もしくは我々がその都度、こういうふうに提出されて判断するのか、今まで過去からずっと見ていますけれども、続けているのですよ。同じことを同じ理由で、これを、先ほど、金子代理がおっしゃったように、何か担保されるようなことが、必要ではないのか。もしくは、私が心配するのは、これから事業計画というのは、これだけ不測の事態で、ましてや、資金が要る訳ですよ。そんな繰り返し売れないものを何でやるのかという。私も昔の経営一般論としては、若干、無計画な考えかなと思っておるのです。ですから、それで、最終的にだめだった場合と言ったら、これ先ほどね、保証はしております。もう書いてありますよ。

でも、これは法的な保証なんて言っても、地権者はどういった形で担保されているの

か、銀行が抑えているのであれば、銀行に行きますから、全く、地権者においては、損失は大きいですよ。間違いなく。それで、法的な許可は農業委員会が出します。これは､農業委員会に損害賠償が訴えられる代金が具体的には来ないと思うのですけど、許可は出す以上と言ったら、それに対しては、農業者と地権者の担保を守るということは、我々の大きな大義だろうとなっている訳であって、無計画な事業で行うこととなれば、非常に不信があるという意見でございます。
これは、今、結論が出ないと思うのです。当然、相手があることなので、その辺は、しっかりと、事務局に確認をお願いしたいということでございます。

議　長　　ありがとうございます。
松尾局長から、一言、ございますか。

松尾局長　　はい、ご意見、ありがとうございます。
私の個人的な考えも若干入るのですけども、砂利採取業者が申請をあげてくるというところについては、ある程度の見込みといいますか、採算でいいますか。ビジネスとして成り立つと、こういう前提で事業を進めていきたいということで計画を立てている、現行の制度の中で、許可申請をしてきているという流れなのだろうなというように思っています。
その辺の数値の数字がどうとかというところまでは、詳細はヒアリングをしておりませんけども、ただ、そういった状況などであれば、この申請書の書きぶりはどうなのだというところについては、思うところかなというように感じております。
その辺りの書類の作成の仕方、もう少し、議案を審議する上で、必要な情報が盛り込まれるような形で申請をするように、事業所の方へは、指導するということで、事務局として、また、改めていきたいというように思っております。
以上であります。

議　長　　はい、私の方からもそれは申し上げたいと思いますので、事務局、もうちょっと内容に、もうちょっと勉強していただければと思っておりますので、何分、これからの許可が増えることですので、そこら辺をしっかりと案件を見ていただければと思います。

大槻彰吉　委員
はい、議長。

議　長　　はい、大槻委員、どうぞ。

大槻彰吉　委員
はい、議長。
引き続き、議席番号３番大槻です。
１つ、もう１つ確認しておきたいのですが、せっかくの機会ですので。

この新たな申請の中で、添付書類という項目ありますよね。
添付書類 83 ページです。
添付書類、右端の一番下段の方、これ⑦番、「資金調達についての証明書類」となっておりますが、これはどういった形を取っているのですか。事務局、説明が出来ますか。

議　長　　はい、事務局、説明をお願いいたします。

星係長　　事業計画による証明書をつけていただいているということになります。

大槻彰吉　委員
ということは、この６項目６番の資金調達についての計画を持って、ということですか。そうなのですね。

松尾局長　　はい、議長。

議　長　　はい、松尾局長。

松尾局長　　はい、ちょっと、説明が足らず、申し訳ありません。
資金計画に基づいて、金融機関からの残高証明等を添付していただいております。
申請にあたっては、事務局の方へ提出がございますが、議案としての添付はしないというところで提出をいただいているところであります。

議　長　　了解しました。
大槻委員、いかがでしょう。

大槻彰吉　委員
ということは、この資金調達についての計画に基づいてということの中で、裏付けが土地代金と整備費その他 150 万円、合わせて 568 万円、この自己資金というものに対して、銀行からの借り入れ証明を添付しているということですか。

星係長　　残高証明です。

大槻彰吉　委員
残高証明というのは、分かりますか。

牛腸所長　　すみません。村松支所の牛腸でございます。
資金調達については、計画を出していただきます。その中で、全額自己資金という、今回は自己資金ということなので、その裏付けということで通帳のコピーであったり、残高証明書であったりというのを確認している。例えば、半分融資で、残りの半分を

自己資金ということであれば、融資の部分は融資の証明書、後は、自己資金の部分は残高証明、通帳のコピーをいただいている、いずれにしても、書面で確認をさせていただいているということでございます。

大槻彰吉　委員

それは、通帳のコピーで、残高だね。何日に、申請した時点でのコピーですね。

牛腸所長　　はい、そのとおりです。

大槻彰吉　委員

そんな平たく言うと、このデータが 73 ページの 565 万１千円の自己資金、今回の自己資金 568 万３千２百円、1200 万円ぐらいの残高が、それ以上にあるのは当たり前なのですね。ちょっと、運転資金というのは。その他の会社では。当然、ぎりぎり１発数字が残っていますよというぐらい時では、事業が成り立たないはずなのです。当然ながら、口座というのは、ちょっとそれはこちらの方ではわかりませんけども、銀行がいろいろいっぱいありますから、そこの残高の証明をもって、云々したのかは、それは当然ながら知り得ることではないけれども、こういったところから、私は不安視をしたので、質問させていただいているわけなので、普通の建物、云々というのは、必ず、銀行融資が入って、そういった計画は、非常に証明できるのだけども、こういった運転資金をもろもろ等、また、こういった自己資金ですよとなんだなんて言ったって、もう一時的に、通帳のことなので、犯罪じゃない限りは誰もできますよ。一時的には、朝に下ろせば、簡単にできます。だから、その辺をしっかりして、こういうふうに資金調達については証明書類とありますから、何日時点の預金通帳の残高でございますと言っても、明日、コピーして、明日、落とせば、それは、また使われる話なので、全く、証明にならないと。第三者の証明ではないということを指摘しておきたいなあと思っておりますが、その辺を今後、工夫してかないと、やはり、事故発生してからでは、なかなか、地権者との損害賠償になると、大変な時代が来るのではないかなと思っていますので、ご指摘をさせていただきます。

議　長　　はい、貴重なご意見ありがとうございました。

なお、事務局も、気を引き締めて、これから対応していただければと思っております。

議　長　　他にございませんでしょうか。

ありがとうございます。

よろしいですか。

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第３号・農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第３号・農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第４号（①所有権移転案件）

議　長　　続きまして、「議第４号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

はじめに、「所有権移転案件」についてお諮りします。事務局より説明をお願いします。

藤田主査　　はい、議長。

議　長　　藤田主査。

藤田主査　　はい、議長。説明をいたします。

99 ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画に基づく所有権の移転は、新潟県農林公社を介在した売買であります。

売渡と買受を案件ごとに順番に表示しております。

番号１番から４番の内容については、令和８年２月 13 日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。

番号１番から４番は売買の案件です。

番号１番と２番は、面積 1,000 ㎡

番号３番と４番は、合計面積 17,965 ㎡

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

103 ページ、104 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。

「所有権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「所有権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第４号（②利用権設定・転貸案件）

議　長　　続きまして、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。
この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

議　長　　196 ページの番号 101 番と 102 番は、関係委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係　委員　退室）

議　長　　それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査　　はい、議長。

議　長　　藤田主査。

藤田主査　　はい、議長。説明をいたします。
196 ページをご覧ください。
番号 101 番と 102 番は、合計面積 2,025 ㎡
それぞれを議案書記載の金額で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。
275 ページ、276 ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」の番号 101 番と 102 番、は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 101 番と 102 番は、原案のとおり決定されました。

関係委員は入室してください。

（関係　委員　入室）

議　長　　続きまして、「利用権設定・転貸案件」の番号101番と102番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

藤田主査　　はい、議長。

議　長　　藤田主査。

藤田主査　　はい、議長。説明をいたします。

105ページをご覧ください。

先ほどご審議いただいたものを含め、今月の「利用権設定・転貸案件」について、98件の申し出がありました。

番号１番と２番は、合計面積1,030㎡

番号３番と４番は、108ページ、合計面積7,990㎡

番号５番と６番は、面積1,021㎡

番号７番と８番は、114ページ、合計面積11,654㎡

番号９番と10番は、116ページ、合計面積5,711㎡

番号11番と12番は、119ページ、合計面積6,874㎡

番号13番と14番は、合計面積658㎡

番号15番と16番は、124ページ、合計面積11,589㎡

番号17番と18番は、合計面積2,577㎡

番号19番と20番は、130ページ、合計面積10,749㎡

番号21番と22番は、合計面積3,201㎡

番号23番と24番は、合計面積6,695㎡

番号25番と26番は、面積400㎡

番号27番と28番は、合計面積1,021㎡

番号29番と30番は、136ページ、合計面積3,850㎡

番号31番と32番は、138ページ、合計面積4,444㎡

番号33番と34番は、合計面積16,626㎡

続きまして、140ページをご覧ください。

番号35番と36番は、142ページ、合計面積6,810㎡

番号37番と38番は、144ページ、合計面積10,470㎡

番号39番と40番は、146ページ、合計面積14,096㎡

番号41番と42番は、合計面積2,042㎡

番号43番と44番は、合計面積1,839㎡

番号45番と46番は、150ページ、合計面積2,550㎡

番号47番と48番は、合計面積1,734㎡

番号 49 番と 50 番は、152 ページ、合計面積 17,495 ㎡
番号 51 番と 52 番は、合計面積 1,966 ㎡
番号 53 番と 54 番は、158 ページ、合計面積 9,893 ㎡
番号 55 番と 56 番は、160 ページ、合計面積 3,992 ㎡
番号 57 番と 58 番は、面積 99 ㎡
番号 59 番と 60 番は、162 ページ、合計面積 4,847 ㎡
番号 61 番と 62 番は、合計面積 338 ㎡
番号 63 番と 64 番は、合計面積 3,131 ㎡
番号 65 番と 66 番は、合計面積 3,046 ㎡
番号 67 番と 68 番は、合計面積 1,780 ㎡
番号 69 番と 70 番は、168 ページ、合計面積 5,196 ㎡
番号 71 番と 72 番は、合計面積 951 ㎡
番号 73 番と 74 番は、174 ページ、合計面積 2,700.15 ㎡
番号 75 番と 76 番は、177 ページ、合計面積 7,874 ㎡
番号 77 番と 78 番は、面積 1,004 ㎡
番号 79 番と 80 番は、合計面積 1,989 ㎡
番号 81 番と 82 番は、180 ページ、合計面積 3,045 ㎡
番号 83 番と 84 番は、面積 469 ㎡
番号 85 番と 86 番は、合計面積 960 ㎡
番号 87 番と 88 番は、185 ページ、合計面積 8,090 ㎡
番号 89 番と 90 番は、合計面積 3,880 ㎡
番号 91 番と 92 番は、194 ページ、合計面積 13,480 ㎡
番号 93 番と 94 番は、面積 786 ㎡
番号 95 番と 96 番は、合計面積 4,266 ㎡
番号 97 番と 98 番は、面積 1,021 ㎡
番号 99 番と 100 番は、合計面積 1,984 ㎡
続きまして、197 ページをご覧ください。
番号 103 番と 104 番は、198 ページ、合計面積 8,013 ㎡
番号 105 番と 106 番は、201 ページ、合計面積 5,599 ㎡
番号 107 番と 108 番は、203 ページ、合計面積 13,285 ㎡
番号 109 番と 110 番は、207 ページ、合計面積 7,149 ㎡
番号 111 番と 112 番は、211 ページ、合計面積 41,101 ㎡
番号 113 番と 114 番は、213 ページ、合計面積 7,876 ㎡
番号 115 番と 116 番は、面積 330 ㎡
続きまして、216 ページをご覧ください。
番号 119 番と 120 番は、218 ページ、合計面積 5,864 ㎡
番号 121 番と 122 番は、面積 343 ㎡
番号 123 番と 124 番は、合計面積 1,847 ㎡
番号 123 番と 124 番は、合計面積 1,847 ㎡
番号 125 番と 126 番は、合計面積 1,956 ㎡

番号 127 番と 128 番は、面積 700 ㎡
番号 129 番と 130 番は、面積 360 ㎡
番号 131 番と 132 番は、224 ページ、合計面積 10,049 ㎡
番号 133 番と 134 番は、232 ページ、合計面積 15,312 ㎡
番号 135 番と 136 番は、合計面積 4,050 ㎡
番号 137 番と 138 番は、面積 445 ㎡
番号 139 番と 140 番は、合計面積 1,961 ㎡
番号 141 番と 142 番は、合計面積 3,248 ㎡
番号 143 番と 144 番は、面積 645 ㎡
番号 145 番と 146 番は、合計面積 713 ㎡
番号 147 番と 148 番は、合計面積 577.32 ㎡
番号 149 番と 150 番は、合計面積 3,306 ㎡
番号 151 番と 152 番は、合計面積 1,870 ㎡
番号 153 番と 154 番は、合計面積 1,862.31 ㎡
番号 155 番と 156 番は、合計面積 5,032 ㎡
番号 157 番と 158 番は、合計面積 2,025 ㎡
番号 159 番と 160 番は、合計面積 2,025 ㎡
番号 161 番と 162 番は、合計面積 3,046 ㎡
番号 163 番と 164 番は、252 ページ、合計面積 11,169.65 ㎡
続きまして、253 ページをご覧ください。
番号 167 番と 168 番は、面積 1,328 ㎡
番号 169 番と 170 番は、合計面積 2,973 ㎡
番号 171 番と 172 番は、256 ページ、合計面積 14,584 ㎡
番号 173 番と 174 番は、合計面積 1,368.82 ㎡
番号 175 番と 176 番は、面積 964 ㎡
番号 177 番と 178 番は、面積 1,285 ㎡
番号 179 番と 180 番は、261 ページ、合計面積 9,047 ㎡
番号 181 番と 182 番は、合計面積 2,042 ㎡
番号 183 番と 184 番は、面積 595 ㎡
番号 185 番と 186 番は、合計面積 5,533 ㎡
番号 187 番と 188 番は、面積 1,905 ㎡
番号 189 番と 190 番は、面積 81 ㎡
番号 191 番と 192 番は、270 ページ、合計面積 13,965 ㎡
番号 193 番と 194 番は、合計面積 1,708 ㎡
番号 195 番と 196 番は、合計面積 3,717 ㎡
番号 197 番と 198 番は、合計面積 998 ㎡
番号 199 番と 200 番は、合計面積 3,069 ㎡
それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。
98 件の申し出のうち、地域計画区域の区域外は 20 件、番号 55 番と 56 番、番号 57

番と 58 番、番号 59 番と 60 番、番号 61 番と 62 番、番号 63 番と 64 番、番号 65 番と 66 番、番号 67 番と 68 番、番号 69 番と 70 番、番号 71 番と 72 番、番号 73 番と 74 番、番号 93 番と 94 番、番号 105 番と 106 番、番号 109 番と 110 番、番号 115 番と 116 番、番号 135 番と 136 番、番号 145 番と 146 番、番号 173 番と 174 番、番号 183 番と 184 番、番号 189 番と 190 番、番号 193 番と 194 番であります。

275 ページから 278 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男　委員

はい、議長。

議　長　　はい、権平委員。

権平孝男　委員

はい、議長。議席番号８番権平です。

質問なのですが、若干聞かせてもらいたいのですけれども、

136 ページ、163 ページの方は、同じ方で、10a 当り 2,750 円、この数字は、何か気になったので、間違いなのか、間違いでないのか、それだけ、聞かせてください。

議　長　　少々お待ちください。

はい、事務局。どうぞよろしくお願いいたします。

藤田主査　　はい、議長。

議　長　　はい、藤田主査。

藤田主査　　はい、説明いたします。

こちらの貸借の金額でございますが、土地の所有者の方からは、耕作の管理が難しいということで、どなたかその水田の管理も含めて、もちろん作付けもなんですけれども、やっていただきたいという話の中で、今回、中間管理事業を使って、転貸者の方にお話がまとまったということでございます。

お二方の間では、この程度で管理も含めて、お願いする形でお話するということで、金額的には若干安くございますけれども、こちらで転貸者の方にお願いしたいというお話の流れで、決まったものということで伺っております。

議　長　　よろしいですか。
　ちょっと質問と内容があっていますか。

権平孝男　委員
　それはね、我々も相対で決める金額なので、文句は言えないのだけれども、余りにも 2,750 円という、余りにも安すぎるので、面積の割合に、若干、間違いなのか、本当なのか、我々が金額を下げるは、安くは言えないけれども、そのことを聞かせてもらいたい。
議　長　　はい、その返事をいただければと思います。

藤田主査　　はい、大変、失礼いたしました。
　はい、その金額につきましては間違いということではなくて、ここに当事者二人の方から、こちらで行いたいという話の中で、受け付けたものというところでございますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　はい、ありがとうございました。
　他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

議　長　　無ければ、採決を行います。
　「利用権設定・転貸案件」の番号 101 番と 102 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

　（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」の番号 33 番と 34 番、番号 101 番と 102 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第５号
議　長　　続きまして、「議第５号・農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

牛腸所長　　はい、議長。

議　長　　牛腸所長。

牛腸所長　　はい、議長。説明をいたします。
　「農地法の適用を受けない事実確認願」いわゆる「非農地証明」は、登記簿上の地目が農地であって、その土地の現況が農地ではなくなっている場合に、一定の要件を満たしていれば、農業委員会総会での議決後、「非農地証明」を交付するものです。
　今回の申請は総数１件であります。

283 ページをご覧ください。
番号１番は、蛭野地内の登記地目、田１筆畑１筆の計２筆でありますが、長年耕作がなされておらず、現在は木が生い茂り山林化しているものです。
周囲は山林となっており、将来の農地としての利用も見込めず、周辺の農地への影響も少ないため、「農地法の適用を受けない土地」、非農地として確認することはやむを得ないと判断いたしました。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大湊賢吉　委員）
はい、議長。説明いたします。
番号１番は蛭野地内の農地ですが、すでに山林化した状態でありました。
特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。
「議第５号・農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第５号・農地法の適用を受けない事実確認願（非農地証明）について」は、原案のとおり決定されました。

議　長　　長時間にわたり、申し訳ございません。
ここで、７分間の一旦休憩といたします。
よろしいですか。
午後３時 45 分から再開といたします。

８　報告事項
議　長　　再開いたします。
議　長　　続きまして、日程８、報告事項であります。
「報告第１号・令和８年度農作業労務標準賃金について」事務局より説明をお願いします。

本間次長　　はい、議長。

議　長　　本間次長。

本間次長　　はい、議長。

それでは、私の方から報告第１号「令和８年度農作業労務標準賃金について」をご説明いたします。293 ページをご覧ください。

令和８年度農作業労務参考標準賃金について、近隣の市区町村の単価や平均価格などと比較、また、市内の農地所有適格法人のアンケートを参考にしながら、２月 13 日の役員会で見直しを行いました。

変更になったところをご説明いたします。

表の上から、トラクターによる耕起は 10a 当たり 6,400 円とし、400 円の増、トラクターによる代かきは 10a あたり 8,000 円とし、500 円の増としました。

また、畔塗りについては１ｍあたり 44 円で 4 円の増、溝切りについては１ｍあたり 11 円で 1 円の増、田植えの機械植は 10a あたり 7,200 円とし、700 円の増、稚苗は１箱 820 円で 70 円の増、側条施肥田植は 10a あたり 8,000 円とし 1000 円の増としました。

次に稲刈りですが、10a あたり 20,200 円とし、1,700 円の増、乾燥調製が 1,900 円で 100 円の増、精米が 840 円で 240 円の増としました。

また、その他の田作業、畑作業については新潟県の最低賃金を下回らない額という事で、令和７年 10 月に改訂した 1 日あたり 8,400 円としました。

これを標準賃金として農家の皆さんにお知らせします。本日机上配布いたしましたので、ご協力をお願いいたします。

資料として、「五泉市の農作業労務標準賃金の推移」と「隣接地区の単価比較表」を、机上配布いたしましたので参考にご覧ください。

説明は、以上になります。

議　長　　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

権平孝男　委員

はい、議長。

議　長　　はい、権平委員。

権平孝男　委員

いや、若干、質問があります。

これはもう、今回、精米が 840 円ということであります。

前は、自動の精米機が 600 円ということで、今から 600 円ずっと精米を行った結果がありますけど、これが個人でした場合もあって、840 円ということでなるわけです

よね。それと、あと、企業750円というのは、ＪＡの値段を参考にしてやるということは、ＪＡは、820円プラス消費税という、生産組織を使えば820円、ＪＡからの価格、それは使い分ければ、そういうことでしょうか。説明をお願いします。

議　長　　はい、事務局。
よろしくお願いします。

本間次長　　はい、今回の単価につきましては、資料で参考資料としてお配りしてあります。
隣接地区の比較表ということで、横版の裏の方に書いてありますけども、五泉市の主要地区の単価について、平均値を取ったものが一番右側になっております。この金額を参考に役員会の中で協議をいただきまして、近隣の平均値といたしましては、822円が近隣の市町村の平均値ということになっておりましたので、これをもとに、単価といたしまして、840円ということで、今回、定めたものであります。

権平孝男　委員
そういうことは、今回の近隣の市町村の価格を参考にして、今までのＪＡの価格は入ったりしないということですね。ＪＡは、ＪＡでの計算ですればいいし、生産組織は840円で、これは相対での話し合いなのだけれども、それでは、売り買いになるということは、農業委員会は高いということですよね。そういうことで捉える。
あと、畔塗りとかなんとかの単位が、メートルだよね。そうすると、それは、モデルはないとは言えないからもあるでしょう。他が値上げをしていて、そこまで、言えないのでしょうけど、100メートルなら、100メートル、1,000メートルなら、1,000メートルで、機械での単価計算をしますよね。そうすると、物価上昇などでなんだかんだで、消費税は、約10,000円になりますよね。であれば、いっこう、集積とかしていって、皆さんの経費を安く。それと、一番問題になっているのは、ポンプ場はあるけど、水が深くなって、刈れない状態なのです。それで、やっぱり、話し合いをしていて、上手くいくかいかないか、柔らかくて、刈れない。そうすると、大きな生産法人に頼るが、機械がむぐって、田んぼが柔らかくて、米が採れない。今、続けていくのに、柔らかくて、だめじゃなくて、個人売買などをして、相談してやっていく。
また、今、米価が上がっているし、また、若干下がる。そうすると、また、頼む人も作業単価が相当であると言ってあげればと思います。
耕作が難しいところ、また、別に物価高騰などがありますので、今後も見直しをお願いして、意見とします。

議　長　　はい、ありがとうございます。
ご意見、ごもっともと思っております。
我々もそういうふうなことは、ずっと皆さんの総意でありますように、年代とともに、昔よりはやっぱり大きくなった田んぼもございますので、今おっしゃったように、水の管理は、ご自分の経験から皆さん農業やっておられると思うので、そのあたりは、今年は、どういう結果で、地域に反映するように、自分が行うかによっても、水回り、

そういうところも研究していただければと思っておりますし、自然との戦いが増えているわけですから、その値段だけで保管されないように、今後もいろんな面で物価が上がっているのも確かでありますし、肥料の方も高くなっておりますので、こういうことでご覧いただきたいです。そこまで考えた次第でありますので、地域との連携をとりながら、これをまず参考にしていただければありがたいなと思っているところであります。

また、２年、３年と続けば、どういうふうに時代とともに変わるかもしれませんけど、何かこれで皆さん、了解していただければ、双方の話し合いもここに組み入れて、農業を守っていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、お話しましたけど、農協も、我々、農業委員会から出す前で、話し合いをしているのであれば、そこもちゃんと作っていかなければ、ならないのでしょうけれども、稲づくりしている方も高齢化になっております。そこら辺の状況も農業委員会の経過を見ていることもございます。安い時もありますし、高い時もあります。相手様のあってのことですし、私らも作る人もだんだん少なくなっておりますので、これからの時代を考えて、お互いに余った人は譲り合ったりとか、いろんなパターンを私も感じております。

議　長　　ありがとうございます。

無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で､本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。これをもちまして、令和８年第２回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後４時 30 分　閉会）